## 【庁議記録】

1 日 時 令和3年5月18日(火)午前9時00分~午前9時28分

2 場 所 Web 会議

3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長

総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長

環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長

幹 事 政策室長

4 欠席者

5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「新型コロナワクチン接種について」ですが、まずは新型コロナワクチンにおける市の状況を知っていただくため、今までの取組等について説明します。

医療従事者への接種については、慈恵医科大学附属第三病院及び狛江市医師会を対象に既に2回の接種が完了しています。また、集団接種会場となる上和泉地域センター及び岩戸児童センターの委託事業者についても完了しています。

市においては、5月19日からの75歳以上の対象者への接種開始に向けて予約を受け付けてきましたが、予約状況、予約時のトラブル等について説明します。予約開始初日の5月12日については、システムの緊急メンテナンスのため受付できないというトラブルが発生しましたが、同日の午前中に復旧でき、午後1時から受付を開始しました。予約については電話とLINEにより受け付けているところですが、予約の大多数がLINEで行われたため、大きな混乱は発生しませんでした。しかしながら、電話で予約しようとした方については電話が通じない等の混乱が発生し、そのために予約できなかった等の意見が寄せられましたので、今後改善の必要があります。なお、予約開始当初はLINEによる予約の方が多かったものの、その後は電話予約が多くなってきており、現在はLINEと電話での予約はほぼ同数となっています。

次に、余ったワクチンを自治体がどのように取り扱うかについて、審議したいと思います。一部の自治体において余ったワクチンを対象年齢ではない自治体の長や職員に接種したとのことで、連日報道されています。なお、集団接種と個別接種においては、余ったワクチンの取扱いが異なりますので、まずは、集団接種における対応を早急に決定したいと思います。国の方針としては、余ったワクチンを自治体の長や職員に接種することはあり得るが、身内を優先したと捉えられかねないため、住民へきちんと説明する必要があ

るとし、また、例外的なケースがあれば、自治体ごとに判断するものとしています。対象者については、接種会場で接種業務に従事し、感染者と直接かつ頻繁に接する可能性があると自治体が判断した人は、医療従事者に準じて優先接種の対象にできるとしています。ただし、接種会場への送迎や会場設営等に携わる人は含まれていないとしています。また、厚生労働省は、余ったワクチンについては、代わりの医療従事者や高齢者に接種することとし、自治体職員への接種は、その日の接種が終了する間際に発生した場合等、あくまで例外的なものとし、その場合は各自治体の判断に委ねるとしています。本件は、大きな関心が寄せられているもので、仮に世論とかけ離れた判断をした場合、大きな騒動となる可能性があります。あくまでも市民優先で、安全に接種を行っていきたいと思いますので、それを踏まえて意見を出してください。福祉保健部から、考え方のたたき台を示し、出された意見を踏まえて、来週の庁議で決定したいと思います。

また、本件について福祉保健部長より説明をお願いします。

部 長 現時点での予約の状況について、6月5日分まで予約可能としていますが、 岩戸児童センターの枠が約120余っている状況です。接種券は対象者1万1 千人に配付しているため、今後も円滑な予約ができるよう努めます。

> 余ったワクチンの取扱いについては、福祉保健部から考え方のたたき台を 示し、それを踏まえ、各部に対し、接種できる対象者の照会等を依頼します。

市 長 国が設置する大規模接種会場については、昨日から東京都区部の65歳以上の高齢者に対し、予約受付が開始されており、5月24日からは東京都全域に対象者が拡大されます。

市においては、本日70歳から74歳までの対象者に接種券を発送しますが、65歳から69歳までの対象者に対しては6月1日に発送予定としており、5月24日時点では65歳から69歳までの対象者に接種券が届いていない状況となります。その件については、現在、届いていない東京都区部の区民から不平等だとの意見が出ているところです。これを受け、65歳から69歳までの対象者に対し5月24日に間に合うように、当初より前倒しで接種券を発送します。ただし、市の予約開始は6月8日のため、それを明示することとします。

特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。 報告事項はありませんので、その他ありますか。

部 長 令和3年狛江市議会第2回定例会についてです。

第2回定例会についても、令和3年第1回定例会と同様、換気やマスク、 手指消毒等、新型コロナウイルス感染症感染防止対策をしながら実施します。 登壇も行わず自席での発言とします。 座席についてですが、令和3年第1回臨時会と同様、より強い感染防止のため、初日及び最終日については、市長及び企画財政部長は通して着席し、他の理事者の方については、答弁のある場合に着席することとします。一般質問については、市長、教育長及び企画財政部長は通して着席し、他の理事者については、答弁のある場合に着席することを予定しています。次に、一般質問の時間についてですが、議員1人の持ち時間80分のところを60分とします。

市長他にありますか。

部 長 R2多摩川宿河原堰上流河道掘削工事についてです。

3月23日の庁議で報告した、国による多摩川の河道掘削工事について、 国から追加で情報提供がありました。

本工事は、令和6年度までに二ヶ領宿河原堰から大丸用水堰付近までを掘削するもので、洪水が流れる断面を増やし、洪水時の水位を低減させることが目的です。令和3年度の工事期間は6月下旬から4年1月下旬までとなっています。

なお、本工事において他のイベント等に支障がある場合は国と協議します ので、環境政策課まで連絡ください。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、5月24日午前9時00分から開催します。